

「江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画」を策定

レガシー(遺産)を生かし、世界から注目されるまちづくりを展開

2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは、江東区に多くの競技場が配置され、競技場周辺の開発はますます加速していきます。これを一極性・一過性のもので終わらせることなく、大会終了後も江東区が持続的に発展していくため、本計画を策定しました。策定にあたっては、昨年度行った「聞かせて！あなたのオリンピック・パラリンピック」での、1200人を超える多くの区民の皆さんから頂いたご意見やアイデアも参考にしています。今後は、本計画をもとに、区として特に推進すべき施策の検討や関係機関等への要望を行ってまいります 関 まちづくり推進課まちづくり担当☎3647-9714

本計画は、競技場が集中する江東湾岸エリアの目指すべき都市像を「国際スポーツ都市」、「先進防災都市」、「国際観光都市」として掲げました。また、同エリアでは3つのゾーンと目標を設定し、まちづくりの考え方として「10の視点」と

「方針」をまとめ、区民からの声や学識経験者の意見など、自由な発想をもとに考えられた「実施案」も例示しています。これらの実現により得られるまちづくりの効果を深川・城東エリアにも波及させることを目的としています。

3つのゾーンと競技場の配置



江東湾岸エリアのまちづくり効果を区内全域に

江東湾岸エリアのまちづくりの効果を区内全域に広げていくため、「地下鉄8号線(豊洲～住吉間)の延伸」や、「水上交通ネットワーク」、「路線バスの充実」の強化等を行います。これにより、本区内の回遊性を向上させるとともに、適切な土地利用や必要な都市機能を導入して、バランスのとれたまちづくりを推進します。



レガシーを未来へ引き継ぐための要望

オリンピック・パラリンピックによってもたらされるレガシーを後世に残し、未来へ引き継いでいくためには、国や都、事業者と連携しながらまちづくりを進めることが重要です。そこで、「地下鉄8号線(豊洲～住吉間)の延伸」や「水上交通ネットワークの強化」など計14項目の提案を東京都等に要望していきます。大会を成功に導き、開催後も力強く発展していくためのレガシーを生み出しながら、世界から注目される魅力ある江東区を目指します。



- ▲水上交通ネットワークの強化
- ◀競技場と公園を連携させたオリンピックパークの整備

江東花火大会 8月4日(火) (詳細8面)

情報公開と個人情報保護

平成26年度実施状況報告

情報公開制度

情報公開制度は、区が保有する行政情報の内容を具体的に明らかにすることで、皆さんへの説明責任を果たし、公正で開かれた区政運営を保障していくための制度で、次の3つの制度があります。

- 開示請求制度 江東区情報公開条例に基づく開示請求権に対する義務的なもの
- 情報提供制度 条例上の請求とは異なり、申出を受けて区が任意に情報を提供するもの
- 情報公表制度 請求や申出を前提とせず、区が義務的に情報を公表するもの

情報公開の実施状況

平成26年度の公文書の開示請求(申出)件数は、延べ5,880件でした。このうち開示請求(義務的開示)によるものが1,999件、残り5,681件は情報提供申出(任意的公開)によるものです。

開示請求(義務的開示)の実施機関別内訳は、区長の事務に関するものが158件で、そのうち都市整備部または土木部が保有する土木・建設関係文書について開示を求めたものが計100件と最も多くなっています。

平成26年度情報公開個人情報保護制度の実施状況 平成27年3月31日現在

区分	請求件数	開示可否の決定件数				計	取下げ
		開示	一部開示	非開示			
				A	B		
公文書開示請求(義務的開示)	199	102	86	0	11	199	0
情報提供(任意開示)	5,681	5,681	-	-	-	5,681	-
情報公開件数合計	5,880	5,783	86	0	11	5,880	0
自己情報開示等請求	129	68	33	2	25	128	1

(注)非開示のA欄は、実施機関が対象文書を保有していないこと(文書不存在)以外の事由による非開示、および存否応答拒否の件数。非開示のB欄は、文書不存在による非開示件数。

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、区民の皆さんに、区が保有する自分の情報の開示、訂正、削除および利用停止を請求する権利を保障し、一方、区には、個人情報を

適正に取り扱うため、次のようなルールを義務付けるものです。○利用目的を明確にした個人情報の適正な収集

○個人情報の漏えい、改ざん、滅失その他の事故防止のための必要な措置

○目的外利用や外部提供の原則禁止

自己情報開示等請求の実施状況

自己情報の開示請求件数は128件あり、主なものは、福祉部の保有する介護保険認定関係書類等が46件、その他区民部が保有する印鑑登録、住民票、戸籍、税証明関係書類等が58件でした。

情報公開コーナー

これらの請求・決定状況の詳細は、区役所2階こうとう情報ステーション内「情報公開コーナー」で閲覧できます。同コーナーでは、区の長期計画その他重要な基本計画、予算書、決算書、区議会基本議案、入札経過調査等の区政資料が閲覧できるほか、複写機(有料)と閲覧用のパソコン(無料)を設置しています。

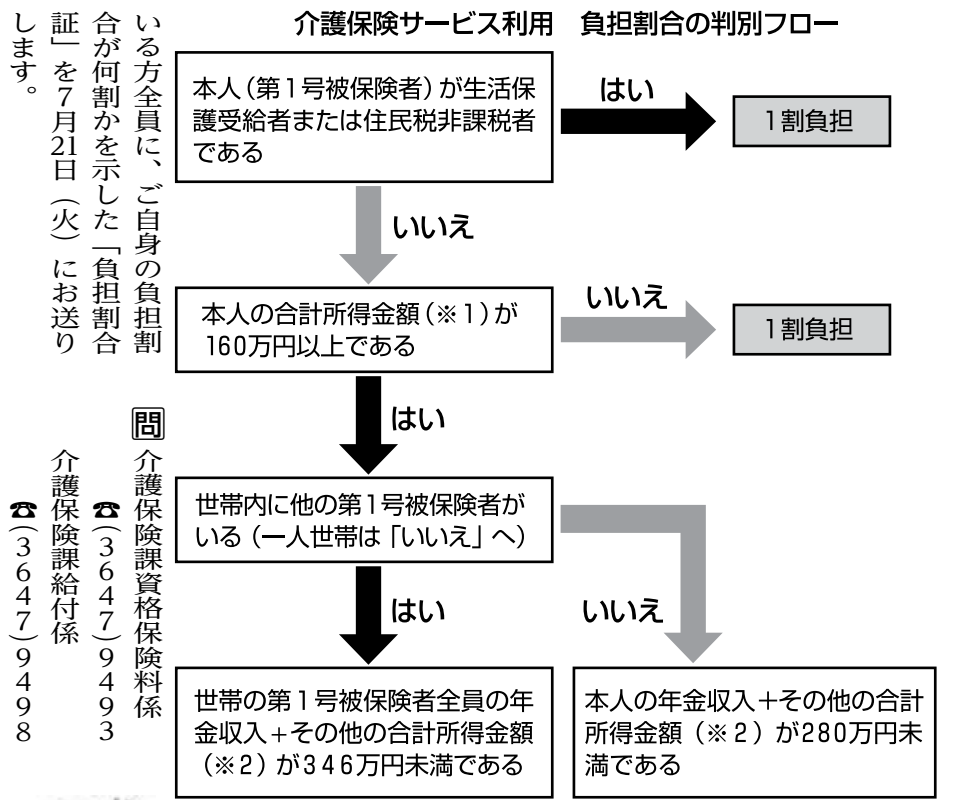
情報公開・個人情報保護窓口

各制度の利用請求の受付は、情報公開個人情報保護窓口のほか、各課でも行っています。お気軽にご相談ください。

8月から介護保険サービスの利用者負担が1割から2割に変更

これまで介護保険サービスの利用者負担割合は一律1割でしたが、8月からは、所得が一定以上ある65歳以上の方の利用者負担は2割に変更となります。利用者負担が2割となるのは、一定以上の所得(本人の合計所得金額が160万円以上で、年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、

2人以上世帯で346万円以上)がある方です。※高額介護サービス費の支給による負担の上限があるため、2割負担の対象者すべてが2割の負担になるわけではありません。



※1 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。また、土地建物等の譲渡所得がある場合には特別控除前の金額、繰越損失がある場合には繰越控除前の金額をいいます。

※2 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金所得を除いた額です。

★「第1号被保険者」とは、65歳以上の方です。40歳以上64歳以下の医療保険加入者は、第2号被保険者になります。第2号被保険者の負担割合は一律1割負担です。

介護の仕事に興味がある方へ 求められる人材像・ やりがいを学ぶ研修 受講生募集

これからの超高齢社会に向けて、介護人材の確保が求められています。そこで、今後、介護業界で働くことを検討している方が、介護業界での就労経験がない方を対象に、介護業界の将来性、求められる人材像についての講義や、介護技術の体験、介護現場の見学等を通して、介護のやりがいや楽しさを学ぶ研修を実施します。

得研修の案内等を行います。介護の仕事に興味や関心のある方、ぜひ一步を踏み出してみませんか。

【時】8月29日(土)・30日(日)、9月5日(土)・6日(日)午前10時~午後4時(全4回)【場】合福社センター第1研修室(東陽6-2-17)、8月30日、9月6日は(株)日本教育クリエイティブ(株)日本教育クリエイティブ三幸福祉カレッジ教室(墨田区錦糸2-5-11)【入介】

【問】福祉課指導担当
☎(3647)4961
FAX(3647)9186



羽田空港の出発機が北風時に荒川上空を経路とする検討案

国の説明会を実施

8/6(木)～8/8(土)

現在、国は、東京オリンピック・パラリンピックの円滑な開催や、首都圏の国際競争力強化等の観点から、羽田空港における航空機の発着回数を増やすための検討を行っています。この検討の中で、昼間の北風時の出発機に関して、荒川河口付近から荒川上空を飛行する新飛行経路案が示されており、本区においては、城東地区の一部地域で航空機騒音等の発生が懸念されます。

国では検討に当たっては、「双方方向の対話を通じ、住民の多様な意向をきめ細かく聴いた上で、より環境影響に配慮した方策を模索する」としており、騒音影響の考えられる自治体で「認知症カフェ」運営費を一部助成

「認知症カフェ」運営費を一部助成
対象はカフェを設置する団体または個人
認知症の方やその家族、地域住民等の誰もが気軽に参加できる認知症カフェを設置する団体または個人に対して、運営費の一部を助成します。

○利用者に営業活動は行わない
○飲食提供等で必要な法令手続きをとっている
※助成金額・対象経費・必要書類等詳細はお問合せください。
☎(3647)4398

平成27年度税制改正 住宅借入金等特別税額控除の延長など

地方税法の一部改正等に伴い、「江東区特別区税条例」等の一部を改正しました。

「住宅借入金等特別税額控除の延長」
住民税における住宅借入金等特別税額控除について、その対象期限となる家屋の居住年を平成31年まで延長します。

「寄附金税額控除の申告手続の簡素化」
確定申告が不要な給与所得者等が、地方団体に対する寄附金税額控除を受けようとする場合、確定申告を行わずに住民税の所得割の額から税額控除を受けられるの特例措置を設けます。

平日夜間電話相談を実施

特別区民税・都民税の納付相談

区では、特別区民税・都民税の納付が困難な方を対象に、平日夜間電話相談を行います。

日中の来庁や電話が困難な場合には、こちらをご利用ください。

税を未納のままにしておくと、延滞金が増加されるばかりでなく、財産の差押処分を受けることにもなります。納付が困難な場合は、ぜひこの機会にご相談ください。

☎(3647)4153
☎(3647)8093

中小企業 若者就労マッチング事業 区内中小企業に就職を希望する若者を募集

この事業では、未就職の若者を対象に「ビジネス基礎研修」を実施し、求人のある区内中小企業での「就業実習」後に正規社員として就職することを目指します。

「説明会および面接会」
①8月5日(水)・12日(水) 午前10時～②8月7日(金)・19日(水) 午前10時～③8月18日(火) 午後2時～
☎(6734)1121

大島地区「パートタイム」就職面接会 企業の担当者と直接面接

区では、パートタイム就労にかかる合同面接会をハローワーク木場と共催します。

☎(3647)8581
☎(3647)8581

優秀技能者表彰 優れた技能・技術者の推薦を!

区では、区内で永年にわたり同一の業種に従事し、優秀な技能・技術を有する方などを対象に表彰をしています。

「表彰対象者」
次の要件を満たす方。なお、職歴や年齢に関係なく、業種における全国大会などで前年度に優秀な成績を修めた方を表彰する特別表彰制度もあります。

☎(3647)2332
☎(3647)8442

在正規雇用されていない29歳以下の区民20人(面接のうえ選考)研修・就業実習期間10月～平成28年2月(予定)
☎(131010444)

「求人企業に関すること」ハローワーク木場事業所第一部門
☎(3643)8605
※求人企業はハローワーク木場のホームページ
☎(3647)8581

「推薦方法」
職種団体または同業者5人の連名による推薦が必要です。経済課(区役所4階29番)にある所定の推薦調書(区ホームページからも入手可)に記入し、〒135-8383区役所経済課産業振興係へ郵送または窓口へ
☎(3647)2332
☎(3647)8442

「表彰式」
平成28年1月28日(木)
☎(3647)8442